

一次下請業者に係る社会保険等未加入対策手順フロー

発注者は、施工体制台帳及び下請契約書（写し）により、下請契約日時点での下請業者（※1）に係る社会保険等（※2）の加入状況を確認

- ※1 下請業者は、建設業法第2条第4項に規定する下請契約を受注者と直接締結している者（1次下請業者）を対象とする。
- ※2 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のことをいう。

